

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q1 地域住民と話し合いを行った上で、計画を作るべきではないのか。

A 教育委員会では、今後の児童・生徒数の推移や、小規模化に伴う課題を受けて、審議会からの答申や保護者、学校関係者等に対するアンケート結果を踏まえ、「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」の市民説明会でいただいた、市民の皆様からのご意見も参考にさせていただき、市内全域での良好な教育環境の確保、教育の提供が可能となるよう、広域、公益、公平、中立の観点に立って、今回の「岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画(第1期)(案)」をとりまとめました。

今回、お示ししているのは第1期実施計画の「案」であり、これから該当する校区ごとに開催する説明会において、教育委員会からその内容をご説明し、市民の皆様からご意見やご質問をいただき、回答するなど、十分に協議した上で計画として確定していくものです。保護者や地域住民の不安を解消し、理解を得ながら進められるよう、丁寧な説明と話し合いを行うことは、実施計画(案)の基となる「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」に明記しているところです。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q2 実施計画(第1期)(案)となっているが、地域の意見は反映されないのか。

A 今回の計画案は、市民全体の利益の向上、これからの市の教育のあり方、本市の厳しい財政状況といった点を十分に見極め、公正・中立な立場から、市教育委員会が責任を持って取りまとめたものです。

今後、地域説明会等を通じて、地域の皆様に対して丁寧な説明と話し合いを行う中で、より一層子どもたちの教育環境の向上等に資するようなご意見については、計画案に反映させていきたいと考えています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q3 地域とともに再編案を作るべきではなかったのか。

A 市民の皆様には、世代といった個人の属性や、お住いの地域、地域活動との関わり、行政に求める施策の優先順位など、お一人お一人が様々であり、お考えやご意見も異なることから、それらを全て取り入れ、活かした再編案を作ることは現実的ではありません。

市民から選ばれた市長と、市議会から選任同意をいただいた教育長が、市域全体、市民全体の利益の向上や、これからの市の教育のあり方、本市の厳しい財政状況といった点を十分に見極め、公正・中立な立場から、再編案を取りまとめたものであり、これを基にして市民の皆様から幅広いご意見をお聞きし、最終的には、市民のご代表である市議会の議決によって成案化し、実行していくものです。

間接民主制の下、市民の信託を得て自治を推進する地方自治体として、まずは教育委員会が責任を持って計画案をお示した上で、それをたたき台に地域の皆様と丁寧な話し合いを行っていくことが求められるものと考えます。

地域の皆様からいただくご意見で、広く市民の賛同が得られるものについては、計画案に取り入れ、必要な修正を行います。

また、この再編の実施によって生じる地域の課題については、それぞれの地域における固有の課題として、地域の皆様とともに解決に向けて取り組んでいきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q4 学校は地域のコミュニティそのもの。現在の小学校区がなくなると、地域のコミュニティ活動も衰退してしまう。

A 学校は、教育以外にも、地域の皆様によるコミュニティ活動が展開されてきたところであり、今回の計画によって小学校が統合・閉校となれば、地域のコミュニティ活動に影響が及ぶと心配されることは十分に理解できるところです。

しかしながら、学校は、何よりもまず、子どもたちの教育の場としての機能が最優先されるべきものであると考えます。今回の適正規模・適正配置は、学校の小規模化が進む中、子どもたちが将来にわたってより良い教育環境の下で、充実した学校教育を受けることができるようにするために不可欠な取組です。

その上で、小学校が統合・閉校となることによる地域のコミュニティ活動への影響については、それが可能な限り回避できるよう、地域の皆様のご意見も踏まえ、これまでの交流場所や活動場所の確保など、残された学校施設の有効な利活用策も含め、市長部局と連携して幅広く検討し、引き続き、地域のコミュニティ活動を支援していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q5 地域住民との話し合いがまとまらない場合は、計画案の撤回はあるのか。

A 対象となっている地域・保護者の皆様には、丁寧な説明と話し合いを行っていきます。

その話し合いの中で、地域の皆様から、より一層子どもたちの教育環境の向上等に資するようなご意見をいただいた場合には、計画案に反映し、成案化を図っていきたいと考えています。

なお、十分に協議を行っても基本的な方針について意見が分かれた場合は、その点についても市議会にご報告し、実施の可否をご判断いただくこととなると考えます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q6 仮に一方の校区が賛成し、もう一方の校区が反対した場合はどうなるのか。

A 今回の適正規模・適正配置の取組の主たる目的は、今後も児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が見込まれる中、子どもたちのより良い教育環境の整備と学校教育の充実といった教育の視点から、一定の集団規模を確保することとバランスのとれた学校配置へ整えていくことです。

そのため、対象となっている地域の皆様には、今回の取組についてご理解いただけるよう、丁寧な説明を続けていきますが、仮に地域住民全体が「反対」という判断をされれば、教育委員会としてもその判断を無視して進めることもできません。

各地域、各校区でご意見が分かれた場合は、決して望ましいことではありませんが、それぞれのご意見やご判断を総合的に勘案し、子どもたちに良好な教育環境、教育内容を保障していくことを最優先に、一部、限定的な再編実施の可否も含めて、対応策を検討していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q7 新たな学校の開校は、具体的に何年ごろを想定しているのか。

A 市民の皆様、地域の皆様に十分に説明を行い、協議を行った上で、教育委員会、地域・保護者の代表者、学校関係者等で構成される「(仮称)学校開校準備委員会」を設置し、通学路の設定や、通学の手段、学校の校歌や制服など、新たな学校の開校に向けた準備を進めていくこととしており、また、校舎の建て替え・改修工事に要する期間等を踏まえると、「(仮称)学校開校準備委員会」を設置してから5年程度は必要と考えております。

いつ開校となるかは、「(仮称)学校開校準備委員会」の設置時期によりますので、現段階でお示しすることはできません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q8 新たな学校が開校するときは、現在の学校の在校生もそちらに通うことになるのか。

A 仮に、新1年生から毎年順次新たな学校に入学という形を取ると、閉校となる学校の規模はますます小さくなり、最終的には6年生の1学年のみという状況になるため、教育的な視点からこの形は避けるべきと考えています。

このようなことから、既存校の閉校を伴う適正化は、新たな学校が開校するタイミングで全ての児童に移っていただくことを考えています。

一方、学校の閉校を伴わず、通学区域のみが変更になる地域の在校生の取扱いについては、それまでの友達との関係性等にも配慮する必要があることから、柔軟に対応できるよう検討していきます。

なお、通学先の学校が変わることによる制服の取扱い等は、「(仮称)学校開校準備委員会」で協議・決定していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q9 (Q8の続き) 学校の開校を伴わず、通学区域のみが変更になる地域とはどこを指しているのか。柔軟な対応とは具体的にどのようなものか。

A (仮称)葛城小中一貫校の通学区域へ見直しを図る、現在、常盤小学校区となっている門前町や、旭・太田小学校区となっている神須屋町、また土生町、畑町、極楽寺町、八田町、流木町、真上町の一部が該当します。

これらの地域は、現在通学している学校の閉校を伴わないため、例えば6年生の児童は、残り1年を、今までの学校に通って同じ友達と卒業したいなどといったご意見も多く出てくることが想定されます。

このような地域の経過措置として、在校生については従来校と新たな学校との選択を可能とするといった対応がとれるよう、調整を進めていきたいと考えています。

具体的な取り扱いについては、今後地域・保護者の皆様のご意見を踏まえて決定していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q10 子どもを遠い学校に通学させることが心配。新しい学校になじめない可能性もある。今のままでいい。

A 再編によって通学環境や学習環境が変わることで、今までよりも不便になったり、児童・生徒や保護者の皆様が不安に思われることは理解できるところです。

しかしながら、現在の小規模化している学校で顕在化している教育上の課題や、児童・生徒数の推移、学校施設の老朽化等を総合的に判断すれば、これからの子どもたちにより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を保障していく上で、適正規模・適正配置の取組は不可欠であり、それに伴う課題があることをもって、取組を止めることはできません。

再編によって、それまでよりも通学が遠くなり、児童に過大な負担となる場合には、スクールバスを導入いたします。

新しい学校、新しい環境になじめない児童のケアのためのスクールカウンセラーの派遣など、再編に伴って生じる個別の課題への対応については、地域や保護者の皆様と十分に協議しながら、教育委員会としてしっかりと対処していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q11 子どもたちの教育を最優先にした取組というが、結局は市の財政負担を減らすための取組ではないのか。

A 適正規模・適正配置の取組の目的は、子どもたちのために、将来にわたってより良い教育環境を整え、学校教育の充実を図るために行うものであり、市の財政状況に関わらず、着実に進めていく必要があります。

なお、本市の財政は極めて厳しい状況にあり、学校施設を含む市の公共施設を維持していくための修繕費等は、今後50年にわたって、全体の必要額の4割しか賄えないという市の試算が出ています。適正規模・適正配置の取組によって、財政面でも一定の改革効果があることから、これについては、優先的に教育・子育て施策・事業に再投資し、学校園の施設・整備の充実等につなげていきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q12 通学距離が遠くなる場合は、スクールバスを導入するとしているが、スクールバスは出発時刻が決まっており、乗り遅れた場合の対応など、各家庭の負担が増えるのではないか。

A 国においては、徒歩や自転車による通学距離について、小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準は、おおよその目安として妥当としていますが、教育委員会としては、このような距離だけでなく、地理的な条件や、交通事情等を総合的に勘案して、必要であればスクールバスを導入する方針です。他府県や近隣市では既にスクールバスが導入され、地域・保護者等のご理解とご協力により、支障なく運用されています。

児童・生徒の安心・安全を確保することは教育委員会の責務であり、本市におきましても、スクールバスを導入する際には、安全・円滑に運用されている他市の事例を参考に、保護者の皆様が不安に思われる点などをお聞きし、地域・保護者の皆様と十分に協議して、乗降場所や運行ルート等の具体的な運用方法を決定していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q13 今回の取組で、学校の数が少なくなれば、1クラスあたりの人数が増え、先生が目が届きにくくなるのでは。

A 山手地域の一部の小学校では、1クラスの児童数が10数人という状況で、今後は10人も満たない学年が大半を占めることが予測されます。

1クラスの児童数が少ないほど、一人ひとりの児童に担任が目が届きやすいのは当然ですが、一方で、集団的活動への影響や、新学習指導要領で求められる「対話的」な学びを深めていく上での課題、高校、大学への進学や就職によって、否応なく置かれる大きな集団への適応性などの課題があり、これらへの対応を、より優先すべきと考えます。

きめ細やかな教育指導については、学校の規模や学級の規模に関わらず、今後も本市教育行政全体の重点施策として取り組んでいきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q14 学校の規模がこれまでよりも大きくなることで、支援が必要な児童が取り残されてしまわないか心配。

A 支援を必要とする児童生徒については、支援学級の学級編制基準に基づき学級編制がなされ、各クラスに教員が配置されます。

教室についても、クラスの数に応じて適切に確保していくとともに、介助員や支援員を配置するなど、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズをしっかりと把握し、学校規模の大きい小さいに関わらず、きめ細やかな支援を切れ目なく行います。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q15 子どもたちの中には、集団の中で馴染みにくい、小集団の落ち着いた学習環境の方が適しているといった子もいる。様々なニーズに対応するためにも、小規模校は存続すべきではないか。

A 子どもたちの中には、集団に上手く馴染めないといった児童生徒がいることは承知しており、このことについては、適正規模・適正配置の取組と並行して、学校規模の大きい小さいに関わらず対応が必要であり、子ども一人ひとりの教育的ニーズをしっかりと把握し、きめ細やかな支援を切れ目なく行います。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q16 新型コロナウイルスなどの感染症対策を考えた際は、少人数で、ゆとりのある学校規模にしていくほうが大切ではないか。

A 国内におけるこれまでの学校での感染事例は、寮や部活動における場面が中心であり、1校及び1学級当たりの児童生徒数と、感染リスクの関連性については明らかにされていません。

新型コロナウイルス感染症の感染対策については、学校の規模に関わらず、すべての学校において、3密回避の徹底をはじめ、国や府のガイドラインに基づき適切に対応しています。

なお、感染症対策からの一定の空間内での人の密度のあり方については、学校だけでなく、あらゆる施設や交通機関などに共通するものであり、必要であれば、国において統一的な基準が定められるべきものです。感染症対策の観点から、本市の小・中学校の学級規模を議論することは妥当ではないと考えます。

また、少人数で密を防ぐというコロナ禍での学校における緊急対応を、今後、平常時においても継続すべきか否かについては、教育の基本に関わることであり、国において一律に判断・決定すべきものと考えます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q17 国は35人学級編制を実施し、少人数学級を推進している。今回の市の適正規模・適正配置の取組は、それと矛盾しないか。

A 1学級当たりの児童生徒数をさす「学級規模」と、1学校当たりの児童生徒数をさす「学校規模」とは別のものです。

今回、国が制度改正を行った小学校の35人学級編制化は「学級規模」に関するものであり、1学級当たりの児童生徒数について少人数化を図るものです。教育委員会としても、「学級規模」の少人数化は、よりきめ細やかな教育指導が期待され、望ましいものと考えており、国や府にその推進を働きかけているところです。

一方、今回、市が進めようとしている取組は、より多くの考え方に触れる機会の創出や、様々な部活動の設置など、学校全体の適正規模を確保することで、より良い教育環境の整備を図る「学校規模」についてのものであり、「学級規模」の少人数化に関わらず、進めていかなければならない取組です。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q18 35人学級編制の実施により、クラス数が増えることで、適正規模・適正配置の取組の必要性がなくなるのではないか。

A 学級編制基準が変更されることで、学校全体のクラス数が増加する学校もあります。

そこで、現在適正化の検討対象となっている各学校のクラス数について、35人学級が実施された場合を当てはめたところ、一部の学校で、一時的に適正化の検討対象となる小規模校の範囲を上回る学校があるものの、ほとんどの学校で引き続き各学年単学級のままであることを確認しました。

また、一時的に適正化の検討対象となる範囲を上回る学校についても、令和9年度頃には再び検討対象になるものと見込んでいます。

このことから、教育委員会としては、35人学級編制が実施されたとしても、依然としてクラス替えができないなどといった、小規模校の課題が解消されないことから、適正規模・適正配置の取組は進めていく必要があると考えています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q19 新しい学校を作るというなら、校舎も新築すべきではないか。

A 新築によるか、改修によるかは、各校舎の築年数や老朽度等によって判断すべきであり、全てを新築することは、広く市民全体への負担や、経済効率性、資源の有効活用などの観点から、すべきではないと考えます。

新築、改修を問わず、児童生徒が安心・安全・快適に過ごすことができるよう、学校施設を整備していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q20 小中一貫校になると、小1と中3では体格差も大きく、危険な場面も多く出てくる。また、十分な運動場の広さや、教室が確保できない可能性もあり、しっかりと検証した上で、判断すべきではないか。

A 先進事例の視察等を行う中で、訪問した学校から、施設面について、児童生徒が安全に利用する工夫として、例えば階段の高さは低学年の児童用に合わせる、家庭科室や理科室等の特別教室の机の高さは統一した上で、椅子の高さで調整していること、児童生徒の動線を明確にすることで安全に学校運営がなされていること等の実践事例やアドバイスをお聞きしています。

小中一貫校の整備においては、現校舎の建替え工事等を行う際、校舎の高層化やレイアウトの工夫等により、必要な教室数を確保するとともに、低学年の児童でも安全に学校施設を使用することができる環境を整えていきます。運動場については、先進地での取組を参考に、使用する時間帯や体育館との使い分け等の工夫をするなど、児童生徒の安全面を最優先に考慮して対応していきます。

その他の施設・設備等についても、保護者や地域の皆様からのご意見をお聞きし、様々な先進事例を検証しながら、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう整備してまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q21 特認校になると、今までとどう変わるのか。

A 特認校は、他の学校にはない特色ある教育活動に取り組み、他校区の児童も通学できることが大きな特徴です。

また、他校区の児童が集まることで、多様な考えに触れる機会を創出することも期待できます。

特色ある教育活動については、自然を活かした体験学習や、英語や体育に特色を持つ教育活動等、様々な事例がありますが、地域特性も踏まえながら、地域・保護者の皆様と話し合いの上、その内容を検討していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 4/19更新分)

Q22 人口が減る、子どもが減るといった理由で統廃合を進めると地域は衰退する一方。どうすれば地域に活気が生まれるのかを市がもっと考えるべきでは。

A 子どもたちが地域に活気をもたらししてくれること、これからの岸和田市や市内各地域の発展のためには、子育て世代に選択してもらい、住んでもらうことが必要であることは、多くが賛同するところだと考えます。

一方、小・中学校数はピーク時のままの数が用意されているにも関わらず、現在では児童・生徒数は半減し、学校の小規模化が進んでいます。このことから、今ある学校数をそのままにしておくだけでは、若い世代が地域にとどまることや児童・生徒が増えることは期待できないことは明らかです。

確かな学力の定着・向上を図るための教育の充実や、一定の集団が確保された学校行事や部活動の充実、老朽化した校舎や設備の刷新・改善などが必要であり、それらを実現するため、今回の小・中学校の適正規模・適正配置の取組を行うものです。

地域のまちづくりについては、現在市長部局が中心となり、地域の皆様とともに、今後のまちづくりの方策について情報交換・情報共有を行っているところです。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 4/26更新分)

Q23 小中一貫校になると、小中学生の給食の取扱いはどうになるのか。

A 現在、中学校給食については、給食センターで調理し、各学校へ配送しており、小学校給食については、各学校で調理しています。

(仮称)葛城小中一貫校、(仮称)山滝小中一貫校ともに、中学生の給食については従来どおり給食センターからの配送を想定していますが、小学生の給食の取扱いについては今後検討していきます。

給食実施方式を含め、小中学生の献立や、分量等の詳細については、他市の小中一貫校の事例も参考にしつつ、(仮称)学校開校準備委員会での意見も踏まえ、決定していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方 【各校区共通内容】(R3 4/26更新分)

Q24 適正規模とは、人数だけをいうのか。校区の面積は規模ではないのか。どの議員の提案によるものか。

A 「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」では、適正な学校規模の考え方として、関係法令、審議会からの答申及び保護者、学校関係者等に対するアンケート結果等を踏まえ、下記のとおりとしています。

	学校規模	
	1学年あたり学級数(通常学級)	全学年学級数(通常学級)
小学校	2～3学級	12～18学級
中学校	4～6学級	12～18学級

校区の面積も、規模を示す単位ではありますが、今回の取組は、校区面積の大きい小さいにかかわらず、どの学校も一定の人数規模を確保することで、より良い教育環境の整備を図るものであります。

なお、今回の取組は、市教育委員会が、基本方針や実施計画案を取りまとめ、市長及び市長部局と、総合教育会議等を通じて協議の上、合意した内容であります。今後、説明会等で地域の皆様と十分に話し合いを重ねながら実施計画を確定させ、市議会に必要な議案を提案していきたいと考えています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 5/10更新分)

Q25 特認校制度を利用して通学する児童生徒についてはスクールバスが導入されるのか。それとも、路線バスや、保護者の送迎等による通学になるのか。

A 特認校制度については、市全域からの通学を可能とする制度であるため、仮にすべてのエリアをスクールバスでカバーするとなると、広範囲の運行となり長時間の乗車を余儀なくされることや、多くの車両台数が必要となることから、導入は困難であると考えています。

そのことから、現在の東葛城小学校での運用と同様、保護者による送迎や、路線バスによる通学を想定しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 5/17更新分)

Q26 岸和田市の小・中学生の全国学力テスト結果が振るわない理由として、小規模校が成績の足を引っ張っているのか？また、いじめや暴力事件等、問題児童や生徒の割合は、小規模校が高いのか？教育の成果を挙げるのは、先生方の教育者としての情熱と、児童生徒に対する限りない愛情が大きな要因と考えており、学校規模を要因とすることに逃げないでほしい。

A 本市のデータによれば、全国学力・学習状況調査等による「学力」及び不登校、いじめ認知件数、その他の問題行動について、学校規模の大小との相関関係は見受けられません。

今回の適正規模及び適正配置の取組は、クラス替えができない、集団活動が制約を受ける等の小規模校の課題を解消し、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や判断力などを育み、子どもたちの将来を見据えた「生きる力」を身につけることが重要であるという考えのもと進めているものであり、一定の集団規模が確保された教育環境を整えていく必要があると考えています。

学力向上の取組や、人権教育、生徒指導の充実に向けた取組については、学校規模の大小に関わらず、市全体の重点施策として、引き続き充実に努めてまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 5/17更新分)

Q27 コロナ禍の中、大騒ぎで飲んでいる職員がいた。そのような組織の言うことは信じられない。

A 個別の案件については、事実を承知しておらず、お答えできかねますが、市職員におきましては、公務員としての自覚を持ち、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のための要請を順守し、うつらない・うつさないための行動を心がけます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 5/17更新分)

Q28 統廃合はコミュニティを破るものだと思う。子どもを守るのは地域ではないのか？言っていることが矛盾している。コミュニティを支援するとあるが、具体的にどのようにするのか？

A 地域の皆様には、これまでも子どもたちを見守っていただき、また学校を支え、育てていただき、感謝申し上げます。

教育委員会としても、学校は、教育活動以外に、防災や地域コミュニティの活動拠点としての機能を有していることは承知しており、地元の学校が統合・再編の対象となることによる地域コミュニティへの影響を心配されることは十分に理解できます。しかしながら、学校は、何よりもまず、子どもたちの教育の場としての機能が最優先されるべきものであり、そのために、適正規模・適正配置の取組を進める必要があると考えます。

その結果、地域コミュニティに及ぶ影響については、それが可能な限り回避できるよう、使用しなくなる学校施設等の利活用策をはじめ、地域の皆様と十分に協議しながら、市長部局とともに取り組んでまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 5/17更新分)

Q29 再編すると、在校生は卒業までいけないのか？兄弟姉妹はどうするのか？制服は？通学は？

A Q8およびQ9の回答のとおりです。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 5/24更新分)

Q30 「今回の取組は決して市の財政事情から出たものではない」「岸和田の子どもたちのことを考えた取組だ」と教育委員会は言うが、一方で取組に際しては「本市の厳しい財政状況といった点を十分に見極める必要がある」ともしている。ここに矛盾があるのではないか。

A 適正規模・適正配置の取組の目的は、子どもたちのために、将来にわたってより良い教育環境を整え、学校教育の充実を図るために行うものであり、市の財政状況に関わらず、小規模化が進む本市の学校において、着実に進めていく必要があることに相違はありません。

一方、厳しい財政状況から、学校施設を含む市の公共施設を維持していくための財源が、今後50年にわたって、必要額の4割しか賄えないという試算結果が出ています。将来にわたって子どもたちに良好な教育環境を保障するため、老朽化している学校の施設・設備の建替えや改修が必要と判断されても、それに必要な財源が確保できなければ実現はできません。

市教育委員会が単独の財源を持たず、市による予算措置を必要とする以上、教育活動や学校運営にあっても、本市の厳しい財政状況を見極める必要があるのは当然のことと考えます。

適正規模・適正配置の取組によって得られた財政面での改革効果は、優先的に教育・子育て施策・事業に再投資することで、学校園の施設・整備の充実等、子どもたちのために活用していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 5/31 更新分)

Q31 先ず小中学校を統合する前に子供たちが安全安心に通学出来る為に。

- ① 道路の整備(通学路狭い)スクールゾーンの表示も必要。
- ②子供たちが犯罪に巻き込まれない為に「防犯カメラ」及び街灯の設置(冬場の夕方危険)
- ③バス通学も視野にされていますが岸和田の所々道路が狭いので危険である。

犯罪と事故の無い街、子育ての環境が良い人が集まる住みやすい魅力ある岸和田にして頂きたい。

A 適正規模・適正配置の取組に関わらず、子どもたちの安心・安全な通学環境を確保することは、教育委員会としての責務であると捉えています。

通学路の整備や、防犯対策等につきましては、担当部局・関係機関と協議・調整の上、必要な対応に努めてまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q32 6月の市議会で、友永議員の「第一期計画案」に関する質問で、教育総務部長は「施設一体型（小中一貫校）」と答弁し、建設部長は「（葛城小中一貫校は）併設校として」と答弁しました。どのような形の一貫校にするのか決まっていないはずなのに、なぜ「施設一体型」とか「併設校として」と答弁したのか。建設部長は市部局の方で、教育に携わっていない方です。教育長がおられるのに、権限のない建設部長に答弁させたのか、教育長のお考えをお聞きしたい。もしかしたら市部局に対し、教育委員会の担当課が「私たちは市民の皆さんにこの様なことを説明しようとしています」と少なくとも部長レベルにしていないのではないかと疑います。やっておられますか。ついでに、本日の朝刊には「大阪府は府立学校の教職員にワクチン職場接種を来週からはじめる」とあった。素晴らしい！でも岸和田市からは、学校教職員や保育所の職員にワクチン職場接種をする話が出てこない。子ども達を預かる教職員にこそ先行接種すべきと思うがいかがですか。大きく3点、お返事を！

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q32のA

小学校と中学校を同一敷地に設置する学校として「施設一体型小中一貫校」、「併設校」と述べていますが、どちらも同様の趣旨であり、両者の答弁に大きな違いはありません。

議会での質問権は議員にあるところ、6月市議会の一般質問において、友永議員からは、公共施設マネジメントの視点から、学校跡地の利活用の方向性について、建設部の見解を求められたことから、建設部長が答弁したものです。また、教育委員会と市長部局が一体となって業務を遂行しているため、部長を含む担当部局間で協議し、情報を一にしながら取組を進めております。

なお、本件は、小中学校の適正規模・適正配置に関するものですので、教職員のワクチン接種についてはご意見として承ります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q33 中井・堂本議員の「小中一貫教育」の質問に対して、貴課の総務部長が答弁していましたが、ホームページには学校教育課から「岸和田市小中一貫教育基本方針」が提示されていたから、教育部長が答弁すると思っていたのに、総務部長が答弁されました。「小中一貫教育」も教育総務部学校適正配置推進課が担当なのですか。小規模校の問題点として「校務が多忙になる」と答弁していましたが、ウソです。「校務が楽になる」のが実態です。先生方は(教委から仕事をまた押し付けられるから)「楽になる」とは言いませんが、実態は増えるのは出張と縦割りの校務ぐらいで、まず校務分掌会議がなく、担任会議がなく、校務に関する校内の仕事も、児童・生徒が少ないので担任があらかた対応して解決して、校務担当の出番が激減します。また校長・教頭の仕事量も減るので、校務の仕事を手伝ってくれます。天神山小学校は去年学校だよりを教頭(彼の能力が際立っていた事もあるが)が200回近く出してくれました。今年来られた先生は「ここは学級通信を出しておられる先生が多い」と仰っていましたが、校務が減り、児童一人一人に関われる時間が増え、学級通信に書けるネタも増えて学級通信に割ける時間と意欲が増えるからだと思います。「校務が多忙になる」という…は書かない方がいいと思います。だいたい「旧市の学校で疲れた先生方が転勤してきて、元気になってやる気が復活するのが小規模校である」のが実態なのです。教職員の働き方改革のためには小規模校は残すべき。と考えます。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q33のA

中井議員からは、適正規模・適正配置の取組と関連し、小中一貫教育についてのご質問がなされたことから、学校教育部と調整の上、教育総務部長が答弁したものです。

なお、教員の校務負担については、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の中でも、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できないといった学校運営上の課題が指摘されているところです。

また、今回の適正規模・適正配置の取組は、子どもたちのより良い教育環境、教育内容を保障するために行うものであって、教職員の働き方改革のために行うものではありません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q34 6月市議会で「適正規模・適正配置案」に対する殿本議員の一般質問を傍聴しました。

殿本議員の質問は主に山直南小学校の廃校とその関連する質問でした。内容は、「たとえ小規模でも地域の学校を潰さないで。」とし、委員会は小規模校の良さを理解していると思えない。との質問であったと理解しております。さて議員の質問に対しては教育総務部長が答弁されていましたが、「地域コミュニティの核としての小学校を残すべきだ」との発言に対し、「子どもの教育の為の学校である」として、地域コミュニティーの中の学校とは考えていない旨発言されました。しかし昨日の中井議員の「仮称山滝小中学校は小規模校でも廃校にしないのに、ほかの小規模校は廃校する案なのはなぜか旨」の質問に対し、部長は幾つかの理由の一つとして「地域コミュニティーにも配慮して」と発言されています。そこで質問。なぜ、相手あるいは校区により返答が違うのですか。地域コミュニティーの大きさから言えば山直南の方が大きいのに、山滝を残す理由は「中学校区単位として統廃合を考えているから」との答弁では山直南コミュニティーの方々は納得されないと考えます。そもそも山滝に中学校があるのは、昭和22年に中学校設置が決まり山滝村に山滝中学校が、旧の山直村に山直中学校が設置され、山直中へは旧山直南村の大字稲葉・積川も含めて通学を始め、その後昭和23年に山滝村が岸和田市と合併した後も山滝中は残り、その山滝中に山直中の校区のうち大字稲葉・積川の生徒の校区が山滝中に変更されて現在に至っていますが、その変更はいつ、どのような経過でされたのか、お教えてください。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q34のAその①

適正規模・適正配置の取組については、子どもたちの教育を最優先にした取組です。その上で、学校が再編されるに伴う、地域コミュニティへの影響についても十分配慮する必要があると考えています。

殿本議員に対する答弁の中でも、再編の実施によって生じる地域の課題については、地域の皆様と協議しながら、ともに解決に向けて取り組んでいくとしており、地域コミュニティの中の学校とは考えていない旨、答弁した事実はありません。

中井議員のご質問に対しては、各学年で複数の学級が存在する学校規模がより望ましいと考えるが、通学距離等の地理的条件や地域コミュニティにも十分配慮する必要があるため、既存の中学校区単位とする再編案をお示ししていると答弁したものです。

両議員に対する答弁の内容について、矛盾する点はないものと考えます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q34のAその②

次に、山直南校区の中学校区に関するお尋ねですが、戦後、新制中学校の実施を含む教育基本法と学校教育法が施行されたことに伴い、昭和22年4月に6つの中学校が創立された当時、山直南校区については、岸和田市立第5中学校（現在の久米田中学校）が通学校となっていました。

その後、昭和23年4月1日に山滝村が岸和田市に編入されたことに伴い、同年同日から、岸和田市立第7中学校（現在の山滝中学校）の通学区域は、山滝小学校区、稲葉町、積川町、上白原町、神於町として改正されています。これは、中学校までの通学距離、通学時間等の地理的条件や、各学校の学校規模のバランス等を勘案して決定されたもので、その決定には、教育行政上の観点から合理的な理由があったものと考えています。

なお、山直中学校については、昭和44年4月に設置され、以降現在の中学校区の編成となっています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q35

6月市議会の一般質問に対する答弁の中で、小規模校を統廃合する理由として「一定規模の集団が必要」と繰り返し述べられていましたが、一定規模は何人以上との数値はこれまで述べられてはいません。具体的数値は何人ですか。教えてください。「一定規模の集団が必要」と言われる集団は、一般的には人数の大きさと、学級数ではありませんが、どうして適正規模は学級数なのに「各学年2～3クラスは必要」と言わないのですか。言わない理由は学級の編成基準は変化し、10年もたてば30人学級になるからマズイのでは無いか、集団と言っても学年集団と言わないのは、小規模校では学校集団で学校を運営しているのでマズイのでは無いか、以上2つの私の疑問は間違っていますか。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q35のA

岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針において、現在の学級編制基準の下で、小学校では1学年あたり学級数が2～3学級、中学校では1学年あたり4～6学級と明記しています。

なお、国の法令や大阪府の基準によって定められている学級編制基準に変更があった場合など、本方針の考え方に大きく影響を及ぼす制度変更等があった場合は、必要に応じ本方針を見直すとしています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q36

本日の議会の答弁とこの4日間の教育総務部長の答弁で「一定の集団規模が必要」との語句がくりかえされたので、その件の再質問と意見です。

「一定の集団規模」は適正化案の最初の適正化の必要性に、「一定の集団規模の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築き、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につけることが大切です。そうした教育活動を十分に行うために、学校ごとに一定の集団規模を確保するとともに、バランスの取れた学校配置を行い、より良い教育環境を整備していくことが必要です。」とあるところからきていると考えますが、一定とは何人以上なのですか。参考までに私は7・8人以上だと考えています。それは宴会などで雑談をするとき6人までなら一つのグループの会話が主となりますが8人超えると4人と4人・3人と5人・2人と3人と3人等、8人で一つのグループの会話になる事が少なくなり2つのグループに分かれるのが通常になるからです。7人は微妙な数ですが、このグループが2つできる状態が集団の最小単位と考えられます。委員会の案にあるように「学校ごとに一定の集団規模を確保する」のが必要なのですが、部長の答弁を聞いていると「クラス分けが必要」と強調されていて「(学校ごとにではなく)学年ごとに一定の集団規模を確保する事が必要です」と言っているように聞こえますが、「学校ごとに」ですね。さて、その「学校ごとに一定の集団規模を確保する」のが必要なのは委員会の言う「多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築き、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につける」のは学校の異年齢集団の中であって、同学年集団の中では不十分です。そしてこの異年齢集団の取り組みを強く進めているのは小規模校であって、中大規模校ではどうしても同学年に目がいって異年齢の取り組みが弱くなります。「学校ごとに」は小規模校であってこそ強く勧められるので、「子ども達のための学校」は小規模校でより実現される。と考えますが、いかがですか。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 6/29更新分)

Q36のA

本市における小・中学校の適正規模については、岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針において、現在の学級編制基準の下で、1学年あたり、小学校では学級数が2～3学級、中学校では4～6学級である旨を明記しています。

よってこの学校規模であれば、一定の集団規模が確保された学校であると考えます。

なお、「多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築き、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につける」ことは、学校の「異年齢集団」の中であると、「同学年集団」の中であることを問わず、必要なことと考えます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 7/5更新分)

Q37

Q32に対する回答について確認したいことがあります。

それは、「岸和田市小中一貫教育基本方針についての質問と回答」の質問4「義務教育学校という形態になり、1年生から9年生と言うようになるのですか。」に対し、学校教育課は「小中一貫型の小中学校にするか、あるいは義務教育学校にするか、どの形態で進めていくのかについては、他市や他府県の事例を参考に、岸和田市にとってより良い形態を今後検討してまいります。」とあります。小中一貫校の形態は「小中一貫型の小中学校か、義務教育学校にするか検討中」、施設一体型の形態はまだ決めていないのが現状、としています。でも「小中一貫校は併設校として」ならば、義務教育学校（1つの学校）ではなく、校舎が一体か別棟かにかかわらず小学校と中学区校が同じ敷地内にある併設（2つの）校となります。そして全国の小中一貫校の形態の多くは併設校です。

小学校と中学校を同一敷地に設置する学校として「施設一体型小中一貫校」、「併設校」と述べていますが、

どちらも同様の趣旨であり、両者の答弁に大きな違いはありません。

であれば、委員会は小中併設校と考えていると思ってよろしいですね。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 7/5更新分)

Q37のA

市議会の答弁で申し上げた「併設」とは、物理的に一緒の場所に設置との趣旨で述べたものです。

実施計画(案)の「7.適正化の具体的内容」にあるとおり、(仮称)山滝小中一貫校及び(仮称)葛城小中一貫校については、施設一体型小中一貫校として再編を図ります。

なお、「義務教育学校」及び「小中一貫型小・中学校」といった、小中一貫教育を行う上での制度の類型については、今後検討してまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 7/5更新分)

Q38 Q34について、地域コミュニティの大きさから言えば山直南の方が大きいのに山滝を残す理由は「中学校校区単位として統廃合を考えているから」との答弁では山直南コミュニティの方々は納得されないと考えます。と述べた点は意見として受け取られたので、回答はなかったと理解します。

A 本市の中学校は、生徒の通学距離、通学時間等の地理的条件や、市域全体の配置バランス等を踏まえて設置されたものであり、現在においても11中学校の立地状況は概ね妥当であると考えます、

よって、既存の中学校を閉校して新たに中学校を開校することは、極めて影響が大きいため、現在の中学校を活用する再編案をお示ししているものです。

地域コミュニティの大きさから言えば山直南の方が大きいのに山滝を残す理由は「中学校校区単位として統廃合を考えているから」との答弁では山直南コミュニティの方々は納得されないとこの点については、ご意見として承ります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 7/5更新分)

Q39 国の法令や大阪府の基準によって定められている学級編制基準に変更があった場合など、本方針の考え方に大きく影響を及ぼす制度変更等があった場合は、必要に応じ本方針を見直すとしていますところでは。

との回答に基づいての質問ですが、市のホームページにある教育長のメッセージ動画では「今後50年間で4割しか改築費が確保できない」と言われましたが、委員会が50年スパンで適正化を考えておられるなら、50年間の市の歳入・歳出予測と児童生徒数の変動予測等も提示すべきです。何といっても協働行政を唱えておられるのですから。

また、「国の法令や大阪府の基準」とありますが、以前の委員会は岸和田市独自基準を多く設定され今も残っていますが、市の基準は現委員会は考えておられないのですか。

A 今後の公共施設の保全費用について「岸和田市公共施設最適化計画」では、その試算期間を50年としているものを引用したものであり、これをもって、適正規模・適正配置の取組期間を50年とするものではありません。

また、適正規模・適正配置の取組によって再編された学校において、国の加配制度を活用しても、なお必要な教員を確保できない場合は、市独自の教員加配を検討してまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 7/5更新分)

Q40 Q36の回答にある「多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築き、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につける」ことは、学校の「異年齢集団」の中であると、「同学年集団」の中であるとを問わず、必要なことと考えます。

そのとおりです。但し、社会が異年齢集団で成立していて、同学年集団なのは同窓会ぐらいですから、

異年齢集団の中でこそより能力が身に付きます。日本では学校の学年はほぼ100%同年齢で成り立っていますから、学年が進行するにしたがって(留年が常態ですから)異年齢集団化していく世界の学校とは違う状況(例えば「いじめ」や「不登校」が多い一つの理由)が起こります。だから「縦割り」が必要な理由の一つとなるわけですが、大規模校でも縦割りはおこなっていると思いますが、グループ人数の調節も必要等人数の多さが縦割り教育の困難性を増します。「学年ごと」ではなく「学校ごとに一定の集団規模を確保する」と文科省が言っているのは意味があるのです。

委員会の回答は「ずれてるなあ」と思いました。

世界標準は小学校6学年で100人台です。500人を超えているのはOECD諸国では日本と合衆国ぐらいです。25～30人学級が6クラスに早く日本もなりたいです、そうすればいじめも不登校もなくなりはいませんが、激減ないし減少するでしょう。

財政問題を考えるので市で市部局です。委員会は教育の為、児童・生徒のための適正化を期待しています。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 7/5更新分)

Q40のA

同学年の集団規模については、クラス替えの可否の点に加えて、学習指導要領等に基づき、学年ごとに教育課程が編成されていることから、同学年においても一定の集団規模が必要であると考えます。

よって、Q36の回答のとおり、「多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築き、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につける」ことは、学校の「異年齢集団」の中であると、「同学年集団」の中であるとを問わず、必要なことと考えます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 7/5更新分)

Q41 今回の適正化に関して、個人的に人口規模がほぼ同じ小中一貫校の先駆者たるの現状を調べました。

呉市の人口は約21万人で、中学校は27校(内7校は3クラス)であり・小学校は37校(内2校は5クラス以下、14校は6クラス校)もあり、17年前に統廃合計画を策定し、5年で小学校を32校、中学校を24校にする提案をしましたが、小学校5校・中学校1校は廃校になっていません。それより「原則として同一の支所所管区域内にあく(は統廃合するが、支所の違う学校は統廃合しない)」としている事です。つまり旧の東葛城村や山直上村に一つしかなければ原則として残すとしている事です。また呉中央学園が大変有名ですが、学校案内を見ると呉中央小学校と呉中央中学校があり、併設型小中一貫校であることが判ります。併設型小中一貫校は6校で3校は全学年1クラス校か小学校が複式学級校で、残る17校は小中連携校です。呉で小中合わせて56校もあるのですから、岸和田の23+12は何ら問題ではない校数だと思いました。呉市のように財務省の攻撃をはねのけてください、なんといっても岸和田は都会なのですから。

A それぞれの自治体において、市域の面積や島しょ部の有無、さらには交通の状況など、環境や条件が異なることから、人口規模が同じであることをもって、同一に論じることはできないものと考えます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R3 11/8更新分)

Q42 貴教育委員会は、小中学校の統廃合・施設一体型小中一貫校の計画を天神山地域において実施される計画のようですが、気になる点がありますので是非、文書でお答え下さい。

トイレの件です。

	トイレの便器の数			現在の生徒数
	男	女	多目的	
天神山小学校				名
修斉小学校				名
東葛城小学校				名
葛城中学校				名
	男	女	多目的	統合された時の予定数
葛城小中一貫校 (校舎の一部たてかえ、予定部分を含む)				名

※休憩時にトイレに集中したらどうなるのか心配ですので

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R3 11/8更新分)

Q42のA

現状の各校におけるトイレの状況につきまして、以下のとおり回答いたします。

	トイレの便器の数（令和3年度）			現在（令和3年5月1日時点） の児童・生徒数
	男	女	多目的	
天神山小学校	小31 大13	大29	1	142名
修斉小学校	小34 大14	大31	1	198名
東葛城小学校	小21 大6	大13	1	69名
葛城中学校	小60 大24	大52	1	231名

「岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）」でお示ししている、（仮称）葛城小中一貫校のトイレの配置を含む校舎のあり方については、今後、本計画案が確定した段階で、児童生徒がより良い教育環境の下で、安心・安全に学校生活を送れるよう、地域、保護者の皆様のご意見等も踏まえつつ、具体的な設計業務に着手してまいります。

ご心配されております、トイレの設置台数についても、児童生徒数に基づき、必要な台数を適切に設置してまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 1/5更新分)

Q43 和泉市の特認校である南横山小学校にはスクールバスがありますが、なぜ岸和田市の特認校では校区外の通学生にスクールバスを導入しないのか？(現在の東葛城小学校含め、将来の山滝小中一貫校等)

財政的に厳しい、乗車時間が長時間になる等の記述があったが、できない理由ではなく、どうしたら実現可能かを考え、模索するのがあなた方の仕事ではないでしょうか。和泉市に聞いてみては如何ですか？

財政が厳しいからスクールバスは不可なのに、コロナ禍の緊急事態宣言が出ている中でだんじり祭りをするような団体に何千万円という補助金を出すのは理解に苦しみます。子ども達より世間の常識から外れた大人達に優遇して補助金が出される理由を説明してください。

A 特認校制度については、本来通学する学校ではなく、児童・生徒や保護者の希望によって特認校に通学するものであることから、募集要項においても、保護者自らの責任と負担において児童を通学させることを就学条件としており、これは、南横山小学校の募集要項においても同様です。

なお、南横山小学校の特認児童向けのスクールバスに関する運用について和泉市教育委員会に確認したところ、現行の路線バスでは、始業時間に間に合うダイヤの運行がないことから2ルートスクールバスを運行しているものであり、乗降場所までは保護者の責任において送迎する必要があるほか、利用に際しては費用負担が必要となっています。

本市の運用においては、今後、適正化の取組により新たな学校が開校した場合でも、特認校の就学条件は現行どおりと考えています。

祭礼団体への補助金に関するご意見につきましては、担当部署へ伝えます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 1/6更新分)

Q44 和泉市の南横山小学校のスクールバスについて、乗降場所までは保護者の責任において送迎する必要があること、年間7万5千円の費用負担があるのも存じています。

岸和田市で校区外の生徒にスクールバスを導入しない、できない理由は何ですか？

A 特認校制度については、本来通学する学校ではなく、児童・生徒や保護者の希望によって特認校を選択し、通学するものであることから、特認児童向けにスクールバスを公費負担により導入することは、行政サービスの公平性の観点から適さないものと考え、本市では導入しておりません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 6/15更新分)

Q45-①

貴委員会は、何故市条例や文科省の{手引き}に反してまで、「岸和田市小・中学校の適正規模及び適正配置計画(第一期)(案)のみを、「校区懇談会」なるものの、唯一の課題にするのか。またその会を非公開の会にしようとするのか。

貴委員会は、天神山連合町会・市民協の統廃合反対の要請書や、山直南連合町会の「別案も含めての懇談会なら参加する。」との要望にも応えず、市は校区懇談会を市の意向による形式でのみ開こうとしています。

しかし、このことは、市の「岸和田市自治基本条例(平成16年12月10日条例第16号)」や文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き(平成27年1月27日)」に合致しているでしょうか。

→続きは次ページ以降(Q45-①～④)に記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 6/15更新分)

Q45-②

1. 岸和田市自治基本条例に合致しているか

条例の前文には「(前略)私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち『市民自治都市』の実現を目指します。(後略)」とし、市民と市の権利と義務としていくつかの条文を記載していますが、その主なものを抜粋すると、

第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

第5条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。

第17条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民が参画する機会を保障しなければならない。

2 市は、市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

とし、市民(一人ひとり)の権利を保障し、市は、市民(一人ひとり)が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。としているのに、校区懇談会の参加者の制限を設け、しかも非公開にするという、市条例第4条及び第17条に反する政策を行おうとしているのではないのでしょうか。

→続きは次ページ以降(Q45-①～④)に記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 6/15更新分)

Q45-③

2. 文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に合致しているか

①「手引き」3ページには

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

○ 同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

○ このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

→続きは次ページ以降(Q45-①～④)に記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 6/15更新分)

Q45-④

②「手引き」21ページには

【統合を行う場合の検討体制の工夫】

○ 地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政が一方的に進めるものではなく、関係者の理解と協力を得て行われなければなりません。そのためには、保護者や地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有するプロセスが重要となります。特に、統合によって全く新しい学校づくりを行うような場合は、保護者や地域住民が新しい学校に何を望むのか、十分な対話を経て新しい学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うなど、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組めるようにすることが必要となります。

とし、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。としており、地域住民の参加者の制限を設ける、しかも非公開にするというような内容はありません。

もちろん、保護者や地域住民との「適正化・適正配置」の検討に当たっては、すべての構成員ではなく、その代表者等発言できる人数制限を設けることはありうることです。しかしその場合でも、「市民が参画する機会を保障し、参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮し」、「地域住民の十分な理解と協力を得る」手立てを尽くすことが求められていますので、例えば地域住民の傍聴を認める、代表者以外の発言希望者は議長の許可を得て発言する、等の手立てを尽くすことが、条例・「手引き」の趣旨だと私は考えます。

以上の考えを貴委員会に質問として提出しますので、ご回答ください。

→Q45-①～④への回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 6/15更新分)

Q45 (①～④) のA

小中学校の適正化の取組については、これまでに、保護者・児童生徒等を対象にしたアンケート結果や審議会からの答申及びパブリックコメントを踏まえた上で基本方針を策定し、実施計画(案)の段階で延べ20回にわたる地域説明会を開催することで市民の皆様からのご意見やご質問をいただき、また教育委員会の考え方もご説明してきたところです。

今後は、特に対象となった校区の町会等はもとより、児童の保護者や就学前の保護者のご代表等と引き続き話し合いを重ねることで共通理解の醸成を図るとともに、より良い実施計画(案)としていくため、小学校区ごとに校区懇談会を設置するものです。また、校区懇談会の話し合いの内容や資料等をホームページで公開し、それらに対するご意見やご質問を広く市民の皆様からお受けすることとしています。

このことは「岸和田市自治基本条例」の考え方や「公立小学校・中学校の適正規模及び適正規模に関する手引」の内容から何ら逸脱したものではないと考えます。

なお、校区懇談会については「岸和田市自治基本条例」及び「岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例」に規定する「審議会等」には該当しないことから、公開による開催は予定していません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 6/30更新分)

Q46

さて、今回も質問の要点に答えてくれない「回答」ですので、要点を説明し、その上で再質問も含めて、3点の質問をいたしますので、お答えください。要点はご存じのこととは思いますが、再度説明させていただきます。(※前回質問はQ45参照)

1. 岸和田市自治基本条例に合致しているか

条例の前文には「(前略)私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち『市民自治都市』の実現を目指します。(後略)」とあります…「私たちは」とあるのは、「一人ひとりの私が集まったもの」という意味ですから、私たち・あるいは市民とあるのは一人ひとりの市民であり、その代表者だけをあらわすものではありません。

第4条 市民(私)は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 前項に規定する市民(私)の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民(私)は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

第5条 市民(私)は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。

第17条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民(私)が参画する機会を保障しなければならない。

2 市は、市民(私)が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

と、私の権利を保障・配慮しなければならない、としているのに、校区懇談会の参加者の制限を設け、しかも非公開にするという、市条例第4条及び第17条に反する政策を行おうとしている。....20万人前後を数える市民一人ひとりの権利を保障しなければならないのに、なぜ「代表者」のみの権利の保障・配慮で終えようとするのか。と質問しているのに、この点の回答が全くないのです。市当局が市長一人でないのと同様、市民も代表者のみではないのです。質問①なぜ「市民を市民の代表者と読み替えようとするのか」。この点を質問します。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 6/30更新分)

Q46のA

これまで、パブリックコメントや基本方針の市民説明会に加え、20回にわたる実施計画(案)の地域説明会といった市民参画の機会を十分に設け、市民協働の立場に立ち取組を進めてきました。

また、校区懇談会とは別に、対象を限定せず、広く市民の皆様からのご意見やご質問をメールやお問い合わせフォーム等を通じてお受けし、必要なものについては回答するとともに、ホームページで公開しています。

こうした取組手法が、自治基本条例第4条及び第17条、その他同条例に定められた各事項に反するものとは捉えておらず、このことから、本市教育委員会における適正化の取組手法は、自治基本条例の考え方から逸脱したものではないと考えています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 6/30更新分)

Q47 2.文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に合致しているか

20余行に及ぶ質問内容をつけて質問しましたが、「公立小学校・中学校の適正規模及び適正配置等に関する手引き」の内容から何ら逸脱したものではないと考えます。との回答だけで、私が挙げた具体的な事項について「該当しない」等の回答がありません。抽象的であって、個別に回答されないのは推測するに、回答する気がない、あるいはできないのではないかと感じてしまいます。

質問②上記内容の前回(※Q45参照)にある具体的質問に、具体的にお答えください。

A Q46への回答や前回回答(※Q45のA参照)のとおり、適正化の取組に際しては、児童生徒の保護者や就学前児童の保護者、地域住民の十分な理解と協力を得ることが必要という観点から、行政が一方的に進めるのではなく、市民協働の立場に立ち、順にプロセスを踏みながら丁寧に進めてきたところです。これは、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「国の手引」という。)3ページ【地域コミュニティの核としての性格への配慮】や、国の手引21ページ【統合を行う場合の検討体制の工夫】、その他手引記載の内容に即したものと捉えています。

このことから、本市教育委員会における適正化の取組手法は、国の手引の内容から逸脱したものではないと考えている旨を前回回答したものです。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 6/30更新分)

Q48 質問③ ご回答(※Q45のA参照)には、なお、校区懇談会については「岸和田市自治基本条例」及び「岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例」に規定する「審議会等」には該当しないことから、公開による開催は予定していません。とあります。私は「審議会等」の「等」には「等」ですから今回の「校区懇談会」など、市が市民参加で行う会議等のすべてが含まれている。と考私は考えていますが、貴委員会はそうお考えではないようです。ではその「校区懇談会」が「等」に該当しない根拠をお教えてください。

A 自治基本条例第19条第2項の規定による審議会等の会議及び会議録の公開に関して必要な事項を定めた「岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例」第2条(1)において、「審議会等」という用語の意義を「地方自治法その他の法令又は条例の規定に基づき、市長その他の執行機関に設置された附属機関をいう。」と定めています。

校区懇談会は、各種法令又は条例の規定に基づき設置するものではないことから、「審議会等」には該当しないものです。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 7/13更新分)

Q49-①

「質問と回答は文章のみ」とするから、こんなに時間を費やす一市の職員の労力を多量に費やすこのやり方は、住民の税金を使いすぎのやり方であり、市民にとって余計な負担であり、早急に地域住民全てに門戸が開かれた形式にすべきだ。と考えます。

さて、ご回答(※Q46～Q48及びA参照)を読ませていただきました。

①「これまで」・「校区懇談会とは別に」と2段言及し、それを受けて3段目を叙述されています。つまり、「校区懇談会」への言及はありません。「校区懇談会」については、回答できなかった。と確認してよろしいですね。

②「前回と同じ旨」との回答(3ページ【地域コミュニティの核としての性格への配慮】や、国の手引21ページ【統合を行う場合の検討体制の工夫】、その他手引記載の内容に即したものと捉えています→前回、「回答内容が抽象的すぎます。長々と答えていただいてもよろしいですから、もっと具体的に回答を展開してください」と質問したつもり、と私は考えていましたので、「やはり抽象的すぎる回答で、中身がない」一失望せざるを得ない回答であった。と私は理解しました。

③「校区懇談会」は、自治基本条例第19条第2項の規定による審議会等の会議「地方自治法その他の法令又は条例の規定に基づき、市長その他の執行機関に設置された附属機関」ではない。との回答ですね。つまり、「校区懇談会」は市長その他の執行機関の構成員ではなく、一個人として参加されている(かもしれない)から、その発言は、教育長・部長・課長等の発言ではなく私的な(かもしれない)発言であり、委員会委員、職員としての発言でない(かもしれない)。市職員の労働ではありませんから労働時間にはカウントされず、残業手当等の賃金は生じない(かもしれない)。と理解しますが、それでよろしいですね。それでよろしいとすれば、校区の代表者は一市民あるいは教育長の顔をした岸和田市民ではない人と話をする、そしてその私的な会合の内容が岸和田市のホームページで公開される。ととらえてよろしいですね。

以上、私の理解が間違っていたら、ご指摘ください。

→続き(Q49-②)は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 7/13更新分)

Q49-②

①と③に関して。

「これまで、パブリックコメントや基本方針の市民説明会に加え、20回にわたる実施計画(案)の地域説明会といった市民参画の機会を十分に設け、市民協働の立場に立ち取組を進めてきました。」→そうです、「市民協働の立場に立ち取組を進めてもらわれました。

でも、「校区懇談会は、各種法令又は条例の規定に基づき設置するものではない」とすれば、「校区懇談会は市民説明会の形を変えただけ」旨のご回答とは矛盾します。これまでは「各種法令又は条例の規定に基づき」実施し、これからは、各種法令又は条例の規定に基づき設置するものではない「校区懇談会」を行い、行おうとするのですから。この矛盾をどう説明されますか。

①の「こうした取組手法が、自治基本条例第4条及び第17条、その他同条例に定められた各事項に反するものとは捉えておらず、このことから、本市教育委員会における適正化の取組手法は、自治基本条例の考え方から逸脱したものではないと考えています。」とあります。私は「反する」とは思っていません。私は説明会の最後に総務部長が「これからも引き続き説明会を開催いたします」旨のご発言は教育委員会のお気持ちを表したご発言であり、人数を絞った(ここまではありうると思っています)、非公開(これが条例の趣旨を逸脱する内容だと思っています)にしたことは、委員会のお気持ちではなく、市長の横やりであり、市長の自信のなさの表れであるのではないかと。地域コミュニティにかかわっている人々の市長の評判をきわめて悪い—住民の意見を聞かない—とのうわさがありますが、うわさではなく、ほんとだったと思ってしまいたくないのですから。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 7/13更新分)

Q49のA

①について、校区懇談会が「岸和田市自治基本条例」の考え方等から逸脱したものではないことは、先(Q45のA)でお答えしたとおりです。

③について、市や市教育委員会の職員が公務として出席する会議等は、附属機関の会議に限定されるものではありません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 7/26更新分)

Q50

文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」第三章 学校統廃合に関して留意すべき点(1) 学校統合の適否に関する合意形成【基本的な考え方】には、18ページの20行目から、〇こうした中であって「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってきます。と、留意点の一として「学校統合の適否に関する合意形成」を挙げているのに、市教委は初めから「統廃合ありき」の一点で交渉しようとするのみで、住民からの対案すら交渉の遡上に載せようとしなかった結果、住民側の拒否で合意形成が暗礁に乗り上げてしまっている山直南校区まで生じています。

岸和田市教育委員会は文科省の下部組織ではありませんから、手引きどおりする義務はありませんが、今回の適正化案作成に当たって、どうして住民とともに「学校統廃合の適否」を検討せず、いきなり学校統合案を出されたのですか。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 7/26更新分)

Q50のA

市民の皆様には、世代といった個人の属性や、お住いの地域、地域活動との関わり、行政に求める施策の優先順位など、お一人お一人が様々であり、お考えやご意見も異なることから、事前に各校区それぞれの意見を全て取り入れた計画案を作ることは現実的ではありません。そのため、審議会答申や保護者・教職員・児童生徒を対象としたアンケート調査結果を踏まえ、まずは市と教育委員会が、市域全体のバランスを見極め、公正・中立な立場から、責任を持って計画案を取りまとめ、これをたたき台にして市民の皆様から幅広くご意見をお聞きし、成案化していくべきとの考えから、「岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画(第1期)(案)」をお示ししているものです。

今後も引き続き、地域の皆様からいただくご意見で、広く市民の賛同が得られるものについては、計画案に取り入れ、必要な修正を行います。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 7/26更新分)

Q51

岸和田市教育委員会は、同委員会が平成 30 (2018) 年 10 月に二つの事項(1. 岸和田市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方について 2. 適正な学校規模を確保するための適正配置の具体的方策について)について諮問をした「岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会」から、令和元(2019)年に、岸和田市立小中学校の適正規模及び適正配置について(答申)」を受け取りました。そこには「岸和田市立小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方についてと、適正な学校規模を確保するための適正配置の具体的方策について」以外に、「望ましい学級規模として小・中学校ともに、1学級当たり実人数で、25～35人程度が望ましい(答申7ページ)」とし、「岸和田市においても国・府の標準・基準を基本としますが、『主体的・対話的で深い学び』を実現するためのよりきめ細やかな教育指導の充実に向けて、引き続き全学年35人学級編制の実施を国や府へ要望すると共に、市としての 様々な努力が必要であると考えます。」と記されています。しかるに委員会は、答申の小・中学校とも全学年12～18クラスがのぞましい(答申7ページ)のみを取り上げ、「1学級当たり実人数で、25～35人程度が望ましい」との答申を捨て、教育長自らが、「岸和田市で独自に小規模学級を実施するのは差別だ」と10人の審議会委員の皆様を差別者呼ばわりする暴言を述べ、また答申は「1校当たりの望ましい児童生徒数を300～630人程度」としているのに、360人が最少人数とスライドで説明しています。

私は「1校当たりの望ましい学級数が12学級以上なら、児童生徒数の最小は240人程度」と考えていますが、どうして、貴委員会は、答申の「望ましい学級規模人数は実人数で、25～35人程度」を無視し、最少人数を360人程度と何の根拠もない人数(学級編成基準が35人なら6学年で $36 \times 6 = 216$ 人ですから、240人程度あればほぼ全校で12クラスとなる)で説明されているのですか。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 7/26更新分)

Q51のA

昨年11～12月の「岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画(第1期)(案)」地域説明会では、「過去の本市における実績から、適正規模校の児童数をおおよそ360人程度としたグラフ」を資料としてお示したものであり、教育委員会が、適正な学校規模である12～18学級を確保できる最少人数を360人程度とした事実はありません。

また、教育長自らが、「岸和田市で独自に小規模学級を実施するのは差別だ」と10人の審議会委員の皆様を差別者呼ばわりする暴言を述べた事実はありません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 8/12更新分)

Q52 私の質問は、「今回の適正化案作成に当たって、どうして住民とともに「学校統廃合の適否」を検討せず、いきなり学校統合案を出されたのですか。」でしたが、回答は、まずは市と教育委員会が、市域全体のバランスを見極め、公正・中立な立場から、責任を持って計画案を取りまとめ、これをたたき台にして市民の皆様から幅広くご意見をお聞きし、成案化していくべきとの考えから、「岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画(第1期)(案)」をお示ししているものです。でした。(※Q50及びQ50のA参照)

つまり、「文科省の手引き」に沿って適正化を行っているわけではない。と回答された、「岸和田市独自に小規模学級を実施するのは不公平だ」と仰っているのに、「公平ではないが、岸和田市独自の適正化を行う」と回答されたのですね。

A 「『文科省の手引き』に沿って適正化を行っているわけではない」「公平ではないが、岸和田市独自の適正化を行う」と回答した事実はありません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 8/12更新分)

Q53 私の質問(※Q51参照)は、「どうして、貴委員会は、答申の「望ましい学級規模人数は実人数で、25～35人程度」を無視し、最小人数を360人程度と何の根拠もない人数(学級編成基準が35人なら6学年で $36 \times 6 = 216$ 人ですから、240人程度あればほぼ全校で12クラスとなる)で説明されているのですか。」でしたが、適正な学校規模である12～18学級を確保できる最少人数を360人程度とした事実はありません。「360人は単に、本市における過去の本市における12～18クラスの適正規模校の実績のおおよその平均の児童数」に過ぎないのなら、「過去の本市における実績から、適正規模校の児童数をおおよそ360人程度としたグラフ」をなぜ資料としてお示しするのでしょうか。

あのグラフを見れば、誰でも「12学級を確保できる最少人数は360人程度だな」とおもってしまいます。(まあ、そう思ってくれることを期待して、360人のラインを点線で表示しているのですが、)今回の回答で360人ラインの意味が分かりましたので、今後は機会があれば、「360人は単に、本市における12～18クラスの適正規模校の平均の児童数であって、少なくとも35人学級なら全校生が240人程度あれば適正規模は維持できる。」とってよろしいですね。

A 本市の小中学校の適正規模の考え方は、基本方針にお示したとおり、小学校では1学年あたりの学級数(通常学級)で2～3学級、中学校では4～6学級とし、学校全体では小・中学校ともに12～18学級としています。

なお、スライド資料のグラフでお示した点線については、「基本方針で示す『適正な学校規模』12学級の児童数“目安”」と明記しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 8/26更新分)

Q54 貝塚永寿小学校の視察や調査をおこなっていますか。

A 貝塚市立永寿小学校が、令和2年4月から小規模特認校として市全域から児童を募集していること、大阪体育大学をはじめとする関係機関と連携し、特色ある取組を実施していることは承知していますが、本市教育委員会として直接視察へ伺ったことはありません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 9/29更新分)

Q55 これまでの他地区の4回の懇談会では「地域参加者」と地域の「代表」の皆さんを表現されていたのに、「山直北・城東の校区懇談会」の報告には、(1回目も含め)「地域住民」とされています。この違いの意味するところは何でしょうか、お教えてください。

A 何らかの意味を持って表記・表現を使い分けているわけではありません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 9/29更新分)

Q56 委員会はあちこちで「校区懇談会」は「校区のご代表の方々と委員会で構成され.....」と言っておられますが、「議事概要」には「地域参加者」・「地域住民」とあっても「地域代表」との語句を使っていません。

私は、町会・自治会代表とかPTA代表・保育所父母会代表、あるいは校区長・市民協事務局長などの方々は、それぞれの組織の構成員を代表していても、それぞれの組織が加入対象とするすべての住民・人々を代表していません(門前町会が最たる例)から、再度以上(誰もが参加でき発言できる)「市民・住民・地域説明会」を行うべき(天神山町会・市民協も同立場)と思い、また言ってきましたが、貴委員会も「地域参加者」・「地域住民」は「地域を代表する人々ではない」と考えておられるのでしょうか。

A 校区懇談会のメンバーは、各再編対象校区の連合町会や自治会役員、小学校のPTA、さらには、就学前施設の保護者会などといった、地域の学校に深く関わる各団体から、代表して出席いただく方を主体的に選任していただいているため、「校区のご代表」という表現を使用しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 10/18更新分)

Q57 学校規模の適正化を検討する範囲は小規模校:小学校は単学級の学年が過半数となる場合。中学校8学級以下。大規模校:小・中学校とも25学級以上で、変更されていませんか?

A 変更はありません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 10/18更新分)

Q58 学校適正化に向けた校区懇談会の資料に先進校の例が多数載っています。先進例の学校の総事業費と現在予定されている範囲で結構ですので、(仮称)山滝小中一貫校・(仮称)葛城小中一貫校、各々の総事業費(案)をお示してください。

A 先進事例における総事業費については、整備内容によって様々ですが、例えば、施設一体型小中一貫校を新設した事例では約50億円、既存校舎の増改築により、施設一体型小中一貫校を整備した事例では約25億円であったと伺っています。

なお、(仮称)山滝小中一貫校及び(仮称)葛城小中一貫校における総事業費については、施設整備の内容が未定であることから、現時点で算出はしていません。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 10/18更新分)

Q59 学校適正化に向けた校区懇談会の資料や会議録の中に6・3制以外の説明がされています。これは「義務教育学校」のことだと考えてよいのでしょうか？

A 校区懇談会の資料でお示した、学年の区切りを4-3-2制や5-4制としている他市の事例は義務教育学校でしたが、(仮称)山滝小中一貫校及び(仮称)葛城小中一貫校を義務教育学校とするか、小中一貫型小・中学校とするかについては未定です。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 10/18更新分)

Q60 Q59に続く質問ですが、義務教育学校だとすれば、校長先生はお一人になってしまいます。特に施設分離型の義務教育学校では校長先生不在の施設ができてしまい、先進校でも困っていると聞いていますが、その点についてどうされる予定でしょうか？

A Q59に対する回答のとおり、本市で設置を予定している小中一貫校の学校形態については未定です。

小中一貫教育を実施する上で、どのような学校形態や運用が望ましいのかについては、現在「岸和田市小中一貫教育推進会議」で議論しているところであり、先進事例の取組などを踏まえながら、今後方向性を決定していきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R4 11/17更新分)

Q61 10月18日付の回答(Q58及びA参照)で、先進例の学校の総事業費について「整備内容によって様々ですが、例えば施設一体型小中一貫校を新設した事例では約50億円、既存校舎の増改築により、施設一体型小中一貫校を整備した事例では約25億円であったと伺っています」とあります。

私は先日、庁舎整備計画の説明会に参加してまいりましたが、計画を見直し減額をしてみたものの、99.4億(税込)と説明されていましたが、物価上昇のおり実際には増額されるかもしれないと説明されておりました。

小中一貫校の増改築で2校分として50億円。そして庁舎たてかえて約100億円。あわせて150億円を岸和田の財政状況から本当に出せるのですか。小中一貫校の50億円分の支出について財政局との話はついているのですか。

A 本市の財政課が、令和4年10月に公表した「令和4年度岸和田市財政計画」では、令和5年度から令和9年度までの計画期間やその後の収支見通しにおいて、「新庁舎建設事業」や「小中学校の適正規模・適正配置」に係る事業費を踏まえたうえで策定しております。

「小中学校の適正規模・適正配置」の取組については、今後とも、実施時期や事業費等について財政局とも情報共有、連携のうえ進めてまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 12/16更新分)

Q62 山直南地区や天神山校区では地域懇談会が設置されず今計画を保留せざるを得ないとの事ですが、このまま設置されない場合、関係する校区の再編も併せて保留するという事ですか？

それともその地区を除いた他の関係する校区のみで再編を進めるという事ですか？

山直南地区、天神山校区はどちらも他案を提案し原案と比較する等の条件が整えば地域懇談会を設置に耳を傾けると感じるのですがその努力はされないのですか？

このままでは地域懇談会を設置している校区についても協議が進展せず、近い将来複式学級になる可能性が高くなるとの見解だそうですが、その場合でも保留とするのですか？

A 山直南校区と天神山校区につきましては、校区長はじめ、地域のご代表の方々と協議を進めてまいりましたが、校区懇談会設置の合意をいただくことができず、現在もその状況に変わりありません。

しかしながら、このことをもって、現在お示ししている実施計画(第1期)(案)について、教育委員会が保留や撤回を行ったものではありません。

教育委員会としては、両校区におきましても、子どもたちにより良い教育環境を保障していくため、まずは協議を始めることが必要と考えており、今後、地域の皆様のご同意が得られることとなれば、速やかに校区懇談会を設置したいと考えています。

既に懇談会を設置している校区につきましては、課題等の早期解消に向けて引き続き十分な意見交換に努めてまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 12/28更新分)

Q63 天神山地区や山直南校区では原案に対しては反対のため原案についての協議のみでは地域懇談会の設置の要望は受けないという姿勢かと思います。

地域懇談会を設置するために教育委員会が考え方を变えることも出来ると思いますが、そのつもりは無いという事ですか？つまり、自分達の提案を進めるために地域の方と話すという条件で地域懇談会を設置する以外は子ども達の教育環境は適正ではないが話し合いはもたないという姿勢ということによろしいですか？

A 校区懇談会については、実施計画(案)を推進するための会議体ではなく、地域・保護者代表の皆様と十分な意見交換を行う場として位置付けており、既に設置済みの各校区懇談会においては、これまでに代替方策も含め、様々なご意見をいただき、協議を進めているところです。

今後も引き続き、校区懇談会の場を通じて地域の皆様と十分な意見交換に努めてまいります。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 12/28更新分)

Q64 天神山地区と山直南校区の地域懇談会が設置出来ない状況では2つの地区を含む一貫校については計画とはかけ離れてしまいますが、その場合は関係する他の地区の計画はどうなるのですか？特に山滝校区は近い将来複式学級になるとの見解だそうですが、山直南校区との話合いが進まない限りどうしようもないのが現実だと思いますが、どうするおつもりですか？

A 前回(【校区共通】Q62)の回答のとおり、天神山校区、山直南校区におきましても、子どもたちにより良い教育環境を保障していくため、まずは協議を始めることが必要と考えており、今後、地域の皆様のご同意が得られることとなれば、速やかに校区懇談会を設置したいと考えています。

また、既に懇談会を設置している校区につきましては、課題等の早期解消に向けて引き続き十分な意見交換に努めてまいります。

なお、山滝校区において複式学級が見込まれることについては、適正規模・適正配置の取組と並行して、それによる課題をできるだけ解消していくため、様々な方策を講じていきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R4 12/28更新分)

Q65 2択でお尋ねするのでどちらかでお答え下さい。子どもたちの教育環境を整備するためにより重要なのは「適正配置」ですか？「適正規模」ですか？

A 子どもたちのより良い教育環境を保障する上で、一定の学校規模が確保され、バランスの取れた学校配置を整えることが重要であると考えます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R5 1/23更新分)

Q66 岸和田市立幼稚園、保育所の再編計画及び小中学校適正化(統廃合)について、反対運動に関わらず、速やかに計画を進めるよう要望する。

再編計画や適正化に反対するチラシの投函や、選挙カーのような車で音楽や拡声器を用いて大音量で回ることをやめさせて欲しい。適正化の見直しを求める署名についても、デメリットだけではなく、メリット・デメリット両方を記載した上で行うべき。提出されている署名の信憑性に疑問が残る。

私学などは生徒が集まらなないと廃校になるので、男子校や女子校でも共学化にするなど、存続の為の努力が違う。統廃合を実施し、公立校でも競争力や学校の質の向上に努めるべきだと思う。

今の学校では高いレベルの授業を受けられないと判断し、私学へ行ったり、転出したりする人が増えるだけ。南海岸和田駅やJR東岸和田駅から電車で私学に通う小学生や中学生が多く見受けられる。私学を利用する保護者に対し、なぜ近くの公立に通わせないのかアンケートを行えばよく分かるのでは。

電車通学で私学の幼稚園、小学校、中学校に通わなくても地元の良い公立校があると言えるよう、再編計画や適正化を速やかに進めるべきではないか。良い公立の学校があれば岸和田市の人口減少に歯止めがかかり、他の自治体から岸和田市へ移住する家族が増えるのではないか。

国や文科省の指針である適正化について、無駄な税金投入を止め、速やかに進めるべきだと思う。

A ご意見として承ります。

小・中学校適正化の取組につきましては、今後も、地域・保護者の皆様に十分な説明と話し合いを重ねながら丁寧に取り組んでいきます。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方

【各校区共通内容】(R5 3/14更新分)

Q67 岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針では、

【大阪府の通常学級の編制基準】小学校1年生・2年生:35人/小学校3年生～6年生:40人/中学校1年生～3年生:40人
「岸和田市における小・中学校の適正規模の考え方」に基づき、今後適正化の取組を進めていく学校規模の範囲を次のとおりとします。また、今後5年先の児童生徒数の推計から下記の範囲に該当することが見込まれる場合は、検討に着手します。

【学校規模の適正化を検討する範囲】小規模校 小学校 単学級の学年が過半数となる場合 中学校 8学級以下/大規模校 小中学校 25学級以上 となっている。

国の複式学級(同一学級に2個学年を収容して編制する学級)の学級編制の基準によれば、隣接する2学年の児童数合計は16名を標準としている。したがって児童数が1学年平均8名以下になった時、複式学級設置の可能性が大きいと考えられ、その時の全校児童数は48名前後と考えられる。

岸和田市内学校で、現在複式学級はない。だが、全国の小学校では、全校児童数50名前後から複式学級を抱えてたり、学年間の児童数のばらつきにより、60名を超える学校でも複式学級を抱えている小学校もある。

そのような自治体では、適正規模として、多様な人間関係を育む中で集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模として1学年1学級以上を基準とすることとし、①全校児童数30名程度の小学校は、積極的に統合を図る ②全校児童数50名を割り込む小学校並びに、今後10年間で児童数が30名程度になる小学校は、統合を検討する、という基準を設けている。

だが、岸和田市では、このような具体的数字をもつての基準は存在しますか？具体的数値があれば、お示ください。

また、複式学級について想定しないならばその具体的根拠を、想定するならば、どの小学校でどの程度の学級・生徒数を想定し、その許容限度数値についても具体的根拠と共にお示ください。

→回答は次ページに記載しています。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R5 3/14更新分)

Q67のA

「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」(以下「基本方針」という。)において、学校の小規模化に関し、小学校では「単学級の学年が過半数となる場合」、中学校では「8学級以下」の学校について適正化を検討すると、学校全体での学級数に関する適正化の検討範囲をお示ししており、児童生徒数についての基準は設けていません。

複式学級については、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、「一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」としており、本市も同様の考え方です。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R6 11/29更新分)

Q68 文科省の「学校等配合の手引き」には「学級数が小学校では8学級以下、中学校では5学級以下」については統廃合を検討するとあります。他方、それに基づいた岸和田市の実施計画案は「統合する」と提案しています。なぜ、国は(地域住民とともに)「検討すべき」と指示しているのに、市教委は「統合する」と提案しています。それはなぜですか。

A 児童生徒や保護者、教職員へのアンケート調査結果、岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会の答申を基に、文部科学省の手引も踏まえて検討し、教育委員会会議及び市の政策決定会議を経て、再編統合の計画案をお示したものであり、説明会や懇談会を通じて、地域の皆様と協議してきたところです。

これまでにいただいたご意見・ご質問とそれに対する教育委員会の考え方
【各校区共通内容】(R6 11/29更新分)

Q69 小規模校・少人数学級の方が、規模の大きい学校・学級に比べて「切磋琢磨する機会が少ない」と市教委は言っていますが、その根拠となる「研究論文や冊子」を教えてください。

また、「小規模校・少人数学級の方が児童の国語・算数の理解力が高い」ことが文科省の研究により明らかになっていますが、「切磋琢磨する機会が多い」方が、教育の目的をより高く実現できる。とする「研究論文や冊子」があれば教えてください。

A 市立小学校の学級編制は、「研究論文や冊子」ではなく、国・府が定める標準・基準に拠ることとしております。